

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 これまで（第1回から第7回まで）の意見まとめ

1. 通信制高校の現状や課題について

（通信制高校の役割の変容）

- 広域通信制高校の学校・生徒数の増加と公立通信制高校との大きな違いは履修者数と修得者数。広域通信制高校の広報では、登校の少なさや提携施設を使った週5日の登校、制服を着て学校に行く安心感、3年間での卒業率の高さ、転編入学の機会の多さ、専門コースで自分のやりたいことを学べることで、通信制を希望する中学校3年生に大きなアピールポイントになっている。
- 自学自習は実態としては非常に厳しく、組織的な学習のサポート体制が必要。広域通信制と狭域通信制では在籍する生徒の実態に差が生じており、ひとり親家庭の生徒、特別な支援を必要とする生徒、心療内科等に通院歴がある生徒が狭域のほうが多く在籍しており、自学自習を掲げる公立の通信制であっても、生徒の実態が追い付いていない。
- 通信制高校において、自学自習ができるという前提で生徒に指導していくと成り立たない状況になっている。自学自習ができない生徒を何とか自学自習ができるような形にして卒業させていくのが実態。
- 通信制高校に通学する生徒ということで、ひとつに括るのではなく、一人一人を個別最適に指導ができる仕組みをどのように作っていくのが大切。自学自習も最初はできないかもしれないが、本人の努力と周囲のサポートなりを加えていくと、自立して学習ができる生徒になった例も多く見ている。組織的サポートが圧倒的に必要。
- 個別最適な学びに関して、中教審答申の中でもあったように、教科以外の学び、学校教育の基本的な機能として、学習機能だけではなく社会的機能、福祉的機能、セーフティネットとしての機能を学校は有しており、通信制高校においても多様な生徒がいる場合、そういった機能が非常に重要になってくる。単位を取る、高卒を与えるだけではない社会的使命を担っているのではないのか。多様な生徒が来ている中で教科学習以外のところでどれだけ個別最適な取組が現状なされているのか。

- 教員は通信制の生徒を仲間と一緒にやるのが嫌なんだ、協働的なものができないんだというふうに決めつけてしまう傾向があるが、生徒の何人かと話をしていると本当はそうじゃない。やっぱりみんなと何かやりたいし、一緒に議論して何かをつくり上げていきたいというような、そういう思いはすごく強く思っている。学校の教員以外の人たちが関わってきて、協働的な学びを作っていくのかという点も通信制の中では大事。
- ひとり親家庭であったり、生活保護世帯であったり、経済的に厳しいご家庭ではサポート校などの費用を出すことができない。本校では、週に1日はスクーリングで登校し、もう1日を補習のために登校している。生徒によっては、図書館で本を借りたことがない、公共交通機関を利用したことがない、コンビニで買い物をしたことがない生徒も在籍しており、そういった生徒と一緒に練習をするという日も設けている。毎日登校できるようになれば、通信制課程から定時制課程に転籍している。
- 通信制高校では、自学自習ができない生徒が入ってくる側面のほかに、最近の傾向として、通常の高校教育では飽き足らない、満足できないという、いわゆるギフテッドの生徒も入学しており、こういった生徒たちを通信制課程の中で花を開かせることも重要。

(通信制と全日制の区分)

- 定通振興法第1条を見ると通信制課程が勤労青年を名宛人とした制度であることが分かるが、不登校等の生徒が増えている実態を法令上どのように表現するのが議論になる。
- 全日制・定時制・通信制の区分を緩やかに融合できるようなこと、例えば通信制の機能を全日制の生徒も活用できることや、通信制には通っているが全日制の授業のような形でフォローできるようなチャレンジが必要。
- 個別最適な学びは通信制ならではの特徴を生かして実現できる部分もあり、通信制ならではの教育システムの中で目指す効果などを検討すべき。
- 全日制・定時制・通信制という枠組み・形式論ではなく、こういう生徒にはこういう学校という発想ができるが良い。

- 通信制高校だけでなく高校教育全体の話になるが、高校教育では選抜をしているという関係から高等学校の独自性や個性があるが、一方で我が国の高等学校教育の共通性は何なのかということが高等教育を考えるときに永遠のテーマとして出てくるが、その共通性というものの自体が少し変わりつつあるのではないか。
- 未来形というものをどう考えていくか、「こういう実態からして、こういったものが必要ではないか」といった具体的・実証的なものを考えていく必要がある。多様性ということは何であってもいいということではなく、どういった範囲を我が国の高等学校教育だと考えるのかということを考えていく必要がある、そのための通信制高校の在り方についての考えをまとめていかなければならない。
- 高等学校の課題をどのように克服するかというときに、「共通性の確保」と「多様性の尊重」という2つの言葉が使われた。ただ、共通性の確保というものが、今一体何をもって共通性と考えて、それを確保しなければならないのかというところに来ている。
- 全日制・定時制・通信制の教育形態にかかわらず、それぞれの私立高校が独立性を持ちつつも、お互いに学校がリスペクトし合う関係性がなければいけない。
- 全日制・定時制・通信制がもっと連携して、各学校（課程）の良いところをうまく単位認定できる、学校間連携できるような方法も考えていけると良いのではないか。
- 全日制・定時制・通信制をどのように融合するのか、どのように連携していくのかといった実証的な研究を進めていくことが重要。実証的な研究をどのように行うのか、どのようにデータをとるのか、どのくらいの期間で行うのか、どのくらいの範囲で行うのか、といったように具体的に取組の施策を決めて本会議の中で示していけるのであれば、一つの回答のモデルになるのではないか。
- 高等学校そのものの在り方や、全日制・定時制・通信制の在り方の未来形をどのように描けるかということ、仮設であっても方向性を定めることができるような提言ができる方が良いのではないかと。

- 全日制・定時制・通信制の課程間連携、課程間の協働ということについて実証的に進めていけると良いのではないか。今後に向けて、実証、改善、試行錯誤、探究というところを前向きに打ち出していけると良い。
- 広域通信制高等学校が実施する安易でショートカット的な学修方法が、公教育機関の在り方として本当にふさわしいのかという観点から、改めて全日制・定時制・通信制それぞれの制度の目的や意義を吟味するとともに、課題が多い株式会社立の広域通信制高等学校については、その実態と存在意義を厳正に検証し、制度の廃止も含めた検討が必要ではないか。

(伴走型支援の必要性)

- ある程度自学自習ができない生徒に対して、どうやって伴走していくのかというところが大切。教員の関わり方を変えていくというのも当然必要であるが、同時に外部の方と連携するような形で、生徒一人一人に合った伴走の仕方を考えて、そういった活動を提供していくことで、結果として生徒の学びが深まり、場合によっては学習意欲が湧いてきて自学自習ができるようになってくるという、きっかけづくりの伴走がポイントではないか。外部の資源を自校の学校教育の中に取り組んでいくような制度設計が必要。
- 通信制の生徒だからできないといった先入観を持たないで指導したいと心掛けている。大切なことは生徒一人一人の状況をしっかりと見て、適切な対応を図ることではないか。通信制においてもクラス担任制は大変有効な教育システムではないか。担任による生徒や保護者とのコミュニケーション、各教科の学習状況だけではなく生活全般の様子など、生徒一人一人としっかり向き合うためにクラスを単位とする方法は有効。生徒に取っても、学校生活上最も身近なコミュニティがクラスではないかと思う。ホームルーム活動や行事等でのコミュニティづくりは通信制高校においても非常に大切なことではないか。
- 伴走というキーワードは通信制にとって必要なキーワード。高校という場は生涯の中でどういう役割を持たせる教育の場なのかというものがあってこそ、新しい教育、全日制ではできなかった教育を見つめることができるのではないか。何を整えるかということ一度きちんと定めてから様々な話を固めていくと、議論が集約するのではないか。

- 論点（案）に、「学習面のみならず生活面も含めて」担任の教員が伴走していくことが大切とあるが、生活面も含めてということになると、多様な生徒たちがいる中で教員にできることには限界があり、必要に応じて地方自治体や社会福祉協議会へとつなぐためのサポートに留まる。学校として、ほかの機関にどうつなぐかという機能を学校として考えることが重要ではないか。
- 生徒の生活面も含めた伴走について、全日制の枠組みの中で学習できなかった生徒が通信制に通っていることを考えると、教員も全日制の生徒と同じ関わり方ではダメで、そうした生徒に対応した関わりというものがあるのではないか。例えば、全日制のように毎日コンタクトをとるとするのは、「伴走」にはならないのではないか。こうした生徒には、ICT の活用が有効だと思うので、教員の数を増やすのではなく ICT を使った伴走を考えるべき。

（公立通信制高校の在り方）

- 私学の通信制はニーズの掘り起こしにある意味で成功しているといえる反面、公立通信制の生徒数の減少について、実態がどうなっているのか。
- 公立通信制高校の教育活動の現状として、従来型の自学自習を前提とした厳格な教育活動で学びの質を担保しているところが多い。計画的・継続的な視聴報告よりも対面スクーリングの出席を重視し、記述式の問いの多いレポートを用い、添削回数も1通につき2回から4回と多く、試験も合格ラインに達するまで個々の教員が学習支援を実施しながら頑張らせるという教育活動が根付いている。
- 公立高校の設置者である各都道府県の公立の通信制高校の教育の質を高めようとする意識も大切。広域通信制のみならず、狭域・公立についてもしっかりとした検討が必要。

（その他）

- 通信制高校の問題を考えるときに、制度上の問題と具体の指導や生徒の学習の問題は分けて考える必要がある。
- これまでの質保証に向けた取組の経過などを鑑みれば、もはやガイドラインの再改訂や学校評価の充実等といった小手先の対策は、抜本的に再考すべき。

- 定通振興法の目的と実態が大きく乖離している現実や、「全日型」通信制の実態などを鑑みれば、小手先の対応ではなく、実態に即した法令改正が必要ではないか。
- 現行の通信制制度の仕組みが公然と営利目的に利用され、将来的には公教育制度そのものがなし崩し的に瓦解していくことが危惧される。

2. 通信制高校における教育の質の保証について

(設置基準の在り方)

- 個別最適化された学びに対応するためにはきめ細かい対応が必要となり、通信制高校に配置される教員の数や教員の種類について、法令面に手を付けざるを得ないを考える。
- ナショナルミニマムというものを高校教育に当てはめて良いのであれば、ナショナルミニマムが守られていないかどうかの指導監督や設置認可の在り方が前回議論された。仮にナショナルミニマムを高度化したほうが良い、柔軟化したほうが良いとなった場合に、高校設置基準や高等学校通信教育規程の具体的にここがハードルだから良い教育ができないという話を聞いてみたい。その上で、夢のあるような教育技術が通信制で花開くのだとすると、本当に制度的なハードルを打破しなければならない話なのか、それぞれの設置者がやれる話なのかは仕分けたほうが良い。
- P T比の問題で、消費者保護という観点から世間にそれぞれの学校が当然に開示すべき情報としてガイドラインのようなものに盛り込んでおけば良い。
- 卒業生など意欲のある人をティーチングアシスタントのように雇うという仕組みが役に立つかもしれない。また、事例として、通信制高校で大学生などを雇用してサテライト校の支援に充てているところもある。
- 通信制高校に求められる教育相談体制として養護教諭の基準がない。現場では相談したい生徒・保護者が予約待ちであることが日常である。
- 通信制高校の教育体制改善のために現場の高校でできることは、教職員が互いに学び合う学校文化を醸成し、具体策を構築することである。

- 通信制高校の質というものをどのように定義するのか、共通理解を持つことが大事。教育の質という、それぞれが思い描くもので議論しがちであり、しっかりした定義を持つておくことが必要。その際、学習の成果・教育の成果のみならず、諸条件の整備といったインプットの整備や、教員による教育のプロセス、生徒側の学習のプロセスをもとにした質の定義を考えていく必要がある。その際、学校の多様性に応じたきめ細かい基準設定が必要となり、グッドプラクティスを抽出して基準化していくことが必要。
- 国の経費で学校を選んで実証的な研究を行い、特色ある通信制高校を意図的につくっていく制度があっても良いのではないか。通信制高校はある程度時間割を自由に組むことができ、プロジェクト型の学習を自由に進めることができることも踏まえ、通信制高校の特徴的な学びとして実験的に進めていく必要がある。
- 学修面だけでなく生活面への支援について、自学自習できる生徒もいれば難しい生徒もいて多様化しているため、学校の対応も多様化し、教員以外の専門職を増やしていく必要があるが、私学の場合、そのための経費への補助が整わないとなかなか難しい。生徒数に応じたスタッフの数が定まっていると思う。
- 通信制高校に入学する生徒たちの若年化や多様化が進んでおり、自学自習を前提とする制度自体に対応できていない。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーターの配置に関する制度化が必要。
- 収容定員に関しては、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援を行うため、下限規定を撤廃し上限規定を設けること、サテライト施設に関しては、所在地の設置認可基準を参酌するだけでなく、学校の施設としてふさわしいものとなるよう、国が統一的な設置基準を策定することなど、法令等の見直し・整備が必要ではないか。

(面接指導と添削指導の在り方)

- 面接指導・添削指導の在り方に関して、例えば1単位の学習量を確保するにはどのようにすべきかという論点については、レポートの工夫改善、スクリーニングの工夫改善しかないのではないか。

- レポートの工夫改善で言えば、一問一答ではない、調べ学習をした上での探究的な活動を取り入れていく方向性しかないだろう。思考・判断・表現の観点のところでの問いの工夫、生徒が自分の考えを理由を添えて書くことができる工夫が必要。
- スクーリングの工夫改善で言えば、例えば発言が苦手な生徒について、対面のスクーリングであっても1人1台端末があるので自分の考えを入力して、他の生徒と考えを共有し、即座に自分の考えを更新していくような工夫が必要で、そのようなスクーリングの好事例を全国で共有して構築していくことが必要。
- 集中スクーリングについてどのように考えるかということについて、1年間の長いスパンでスクーリングを実施するのと、1週間や2週間の集中スクーリングを実施するのとでは、生徒の成長や変容がどのようなものとなるかということが検討すべきところ。
- 実際の学習量をどのように保証するかという学習プロセスを具体的に考えられると良い。例えば、主体的・対話的で深い学びであれば、レポートの在り方は記述型を原則とするべきであろうとか、スクーリングでは、事前の学習あるいは事後の学習はこういうものであるべきといったように、学習指導要領の下でも当然求められているような学習をいかに保証していくのかという一つのモデルを示せると良い。
- 添削指導等を丁寧に行おうとした場合、生徒数が多ければそれだけ教員の数も必要になると思う。高等学校通信教育規程に規定する5名以上いれば良いというものが本当に適切な基準なのか疑問。
- 面接指導と添削指導がゼロサムのようなものになってしまっているということが観察できるとするならば、面接指導や添削指導を倍にすればゼロサムでもそのくらいで丁度よくなるのではないかと考えることはできないか。
- 面接指導や添削指導の量を倍にしても問題は解決しないのではないか。量を倍にすることで、通信制が持っている強みが減ってくるのではないか。通信制の良い面を残しつつ、いかに質を上げていくのかということが一番大きなポイントである。

- 面接指導、添削指導というネーミングそのものが令和の時代に合うのかという気がしている。面接指導、添削指導をいかに一体化して教育活動を行うかということを考えていかなければならない。
- 協働的な学びや対話的な学びといったときに、これまでの対面による Face to face のみならず、通信技術を使った同時双方向型の対話や協働もあり、令和の時代における通信制高校の協働的な学びはどうあるべきか、ある程度のミニマムスタンダードとしていくことも必要。
- 面接指導、添削指導、試験といった在り方そのものがそろそろ変わってもいいのではないか。対面及びリアルでやるべきことは何なのか、ICTなどオンラインでできることは何なのか、教育の中でどのようにツールを使いながら役割分担して教育の質を高めていくのか、といったように教育の中でリアルとオンラインの目指すべきものを本質的に考える必要がある。
- 面接指導なのか添削指導なのかよくわからなくなっている学校があるといった問題について、ほかの制度では対応できず、学校評価などを絡めて性善説で何とかしていこうということなのか、それとも別の制度をつくれればこの問題は対応可能なのかということについて深めていきたい。
- 対面による指導を重視した教育活動に取り組む学校では、添削課題に取り組むのは「主体的な学び」であり、主体的な学びを促すような面接指導であってほしい。また、面接指導では、実際に生徒が集まっているので、できるだけ「協働的な学び」を入れていく活動をしてほしい。
- 対面による指導を重視した教育活動に取り組む学校は、面接指導をいかに充実させていくかということが大きなポイントではないか。
- 対面による指導を重視した学校は、面接指導時に生徒とのつながりをつくっていくことになるので、ここが大きなポイントとなる。
- 通信制高校における協働的な学び、特に他者との対話的な学びが実際にどのような方法があり、実際にどれだけ実態として行われているのか。多様なやり方があると思うので、今後はさらにどういったものが必要なのか、それを担保できる教育環境とは何か、協働的な学びの議論を進めるためのデータやエ

ビデンスがあれば良い。

- 対面による指導を重視した教育活動に取り組む学校においても I C T（ネット）を活用した教育に取り組む学校においても、通信制高校の強みをいかすためのリアルの質向上が大切である。通信制高校のハードルを高くするというのではなく、強みの一つである例えばセーフティネットとしての機能をしっかりといかすために、こういったリアルをやっていかなければならないのかということを考えていくことが大切である。
- 添削課題をメインに置くのではなく、リアルな学びの場というのをメインに考える必要がある。リアルな学びの場で何をどのように評価をしていきたいのかということを考えて、そのために添削課題はどうあるべきで、そのためには主体的な学びの場をどのように評価していくのかということを考えていくべきだ。
- リアルな学びの場を通してこういった学びを構築していくのかというような学びの体系化といったことが課題である。
- I C Tを有効に使っていくためにも、リアルな学びの場をどうしていくのかということを中心にきちんと考えていくべきで、何が何でも I C Tを使うということで I C Tだけがクローズアップされるのはよくない。オンラインで抜け落ちている部分をいかにリアルできちんと補足してあげるのかということはずごく大切。数少ないリアルをどういかすか、どう評価していくのかということがポイントである。
- それぞれの学校が教育の質を高めていくためには、学力測定のような形をとって、それを踏まえて何が必要なのかというところに立ち戻って質を高めていくことが大切である。その結果として、I C Tをどのように活用していくのか、メディアをどのように活用していくのか、スクーリング回数はどうなのかということを検討していけるのではないか。
- 主に I C T（ネット）を活用した教育に取り組む学校の場合は、面接指導でもきちんとした主体的な学びができるような伴走をしていかなければいけないので視聴報告書があるが、この視聴報告書を使って生徒が主体的な学びができるような工夫がなされるといいのではないか。

- 主にICT（ネット）を活用した教育に取り組む学校の場合は、生徒に対してチームで指導にあたるという形がメインになるイメージであり、そのチームの中での情報共有がいかにかちんとできるのかというのも大きなポイントではないか。
- 通信制高校だけの課題ではなくて、高校全体で高卒というものをどう担保していくのかという議論の中で、学びの基礎診断をどのように活用するのか、あるいは活用すべきかどうかというのは考えても良いことではないか。
- 学びの基礎診断を通信制課程だけに課していくのは非常に厳しいのではないか。
- サプライサイドの視点は情報が集まっているが、ダイヤモンドサイドというか、生徒の生活がよく分からない。
- 通信制として74単位以上の単位修得をさせるだけではなく、人間性の涵養など成長を促す教育を推進するためには、全日制とほぼ同程度の教職員や施設設備が必要ではないかと実感している。これらの必要性に対して、通信制の学費や全日制と比べ低額であり、さらに経常費補助等においても全日制の数分の1程度であり、通信制教育の質保証の推進においては、学校経営上の課題も並行して対応することが必要。

(ICTの活用)

- デジタル庁もできたところなので、ICTについては活用して欲しい。生徒がどのような情報にアクセスしているのかを確認し、どのような活用ができるのか検討する必要がある。
- 通信制高校に求められる個別最適な学びのひとつに、学習履歴データを活用した学び直しがある。また、学習者のデータ収集を行っている事例もあり、学習データだけではなく健康のデータも収集し分析することで、生徒自身がデータを基にバランスよく生活するためのプランを考えるなどの授業への活用を行っている。生体情報を記録して学習に生かすことは非常に有効な手段になり得る可能性もある。
- 学習者が視聴をどのように行っているかをエビデンスとして残し、指導に生かしていくことも必要。大学では、動画の視聴履歴の中で、面白いや重要で

ある、難しい、質問というタグを学生がつけていき、タイムラインで可視化されていくことで、全ての学習者のデータを一覧で見られるようにして、教員がそれを基に解説したり補足したりするような授業になっていく実践事例もある。こういった形で情報を収集し、場合によっては個別に対応し、皆さんが同じようなところでつまづいているのであれば解説をするようなデータを使った学びの支援が考えられる。

- オンライン学習、VR学習というのは安全安心な居場所からの学習機会の保障になる。ビデオや音声でのコミュニケーション以外にもいろいろなコミュニケーションがある。バーチャルリアリティーを使った学びを実践している学校もあるが、高校全体が導入するというのは世界的にも前例もなく、非常に特徴的なものである。
- **EDTECH** や仮想空間での学びなどに対するハードルについて、制度の問題なのか運用の問題なのか整理することが必要。事例発表の時には、ビッグデータ活用の際の個人情報保護の問題や著作権の問題なども聞いていきたい。
- いろいろな理由で協働的な学びに参加することが困難な生徒がいるが、そのような生徒に対してICTを活用したりリアルな参加ができるよう工夫をする必要があるのではないか。
- 主にICT（ネット）を活用した教育に取り組む学校は、新しい通信制高校の在り方、特にデジタルトランスフォーメーションを取り込んだ新しい形をつくってくれる可能性があるのではないか。
- 主にICT（ネット）を活用した教育に取り組む学校の大きな特徴だが、様々なコミュニケーションツールを使って生徒とのつながりを大切にしており、このコミュニケーションツールが生徒にとってはすごく入りやすく、先生と生徒の間でつながりが生まれやすい。

（面接指導等施設・学習支援等施設（サテライト施設、サポート校）の質保証）

- 私立の中にはサポート校が大切な位置づけになっている学校があり、生徒が勉強している実態があることから、サポート校・サポート施設をどれだけきちんと担保していくのか、その質をコントロールしていくのが大事。
- 実施校の責任において、面接指導施設等においても実施校と同程度の質を

確保してほしい。

- サテライト施設の教育環境について、単に設置基準に適合するかどうかだけでなく、どのような教育に取り組むためにこのサテライト施設では十分なか不十分なのか、検討すべき。
- 他の都道府県の認可した通信制高校のサポート校が、入試のタイミングなど所在する都道府県のルールに沿わないことがある旨の話があったが、これからは一定の枠組みの中で動かしていくのではむしろもたないのではないか。ルールも必要だが、多様な生徒の状況に対応していくためにはローカルなルールに押し込めてしまうのは、あまり良くないのではないか。
- 技能教育制度は、大変専門的で高度な知識・技能の習得が可能であり、同時に高校教育をしっかりと行うことで広い視野を身につけたスペシャリストを育成する大変有効な制度であるが、社会的な周知が不十分ではないか。

(指導体制の在り方)

- これから先の時代は、教員に全てをさせるという時代ではなくなってきているのではないか。スクールキャリアカウンセラーなど専門性を持った人たちがいろいろ課題を抱えている通信制高校に入りやすい制度をつくることができたら良い。教員の負担がある程度軽くなるということにも繋がる。
- 教員の数も重要だが質も重要である。通信制高校に配置された主任クラスの教員が通信制高校に対する理解を深めていき、その良さを全日制高校や定時制高校に戻ったときに活用するというサイクルがうまくできれば、全日制・定時制・通信制の連携を含めた日本全体の高校が抱える問題に何かしらのソリューションを与えるものになるのではないか。
- 教員の負担軽減ということについては、働き方改革が参考になるかもしれない。成功事例を持つ通信制高校では、教職員の間に分業がしっかりできている可能性が高く、統合型の校務運営システム等を使った業務の効率化も図られていることが考えられる。全日制の一般的な高校モデルとした上限、生徒数の上限という議論ではなくて、効率化を図ることができる通信制高校ならではの人数の議論が必要ではないか。
- 教職員の質は大事だが、生徒数に応じた教職員の数ということも大事。質保

証という観点では、教職員やスタッフの配置というところの改善は必要。

(自己評価、第三者評価による質保証)

- 各学校での自己チェックをより充実させていくような施策が大事。また、広域通信制の場合、第三者評価のような形で第三者も含めて評価し、情報を公開して見える化されると、信頼性を得たり嫌疑をかけられることがなくなる。第三者の視点を含めた評価を促進していくことも今後は大切ではないか。
- 学校による自己評価、学校関係者評価、第三者評価というような形で、学校評価システムをきちんと活用することによって、実施校、設置者自身が主体的な改善活動を回していく必要がある。
- 通信制高校の質確保・質保証について、認証評価をきちんとしていくべきであり、そのための何らかの制度の導入が必要。
- 通信制高校の評価を行う際は、個別の学校だけではなく、設置者も含めた教育行政全体の評価を行う必要がある。
- 質保証のために第三者評価を行っていく、評価機関や評価人材の育成を図ることが大事。
- 大切なことは改善しながら検証して、また考えること。そのためには学校内部だけの視点ではなく、地域や第三者による評価が不可欠であり、開かれた学校であることが何よりも必要。
- 第三者による質保証が全ての高校が受けることになっておらず、何らかの法制度が必要かもしれない。
- ガイドラインをベースにした評価項目をきちんと作って、場合によってはある程度全国で統一的な評価項目を作って、そのような評価項目を基に学校が自主点検し、不十分なところは改善していくという流れをつくりながら、所轄庁がその実態把握をしていくということができれば、学校自身が良い教育活動を行うための工夫できるのではないか。
- 通信制高校の底上げ、条件整備というのは非常に必要になっており、学校評価システムを活用するときには、複数の評価を組み合わせしていく必要がある

だろう。共通的な指標、チェック項目でその課題を発見するという学校評価は維持しつつ、それぞれ学校ごとに重点目標を設定してその改善に向けた評価をすることが必要。目標に応じた身に付けさせたい力についてきちんと身に付いているかということ測定しなければならないが、これが難しいので、まず最低限の部分のチェックということを明確に打ち出していくような評価システムを実現する、項目を共通化することで都道府県を越えた確認、チェックというのをできるようにしていくということを迅速にやるべきだ。

- サテライト校も含めて実態を把握するための専門家や実務経験者をどう確保するか。大学における大学基準協会に対応するものとして、全国通信制高等学校評価機構があるが、まだ人員が足りていない。また、評価するための様式はあっても各校が評価を受けてくれず、受けてくれても受ける数が多くなれば評価する専門家が足りないので養成が必要。人材の養成ができれば行政へのコンサルティングも可能になるので、これらへの予算的、法的整備の検討が必要。

(その他)

- 通信制高校の問題を考えるときに、働き方改革や質の高い教育についてどのように議論していくのかという観点と、通信制の制度を利用して営利目的で行う学校が出てきた場合にどのような対応をするのかという観点の2つがあるのではないか。
- これからの教育の在り方については、例えば国立教育政策研究所に通信制に特化したテーマで研究して事例を出してもらうとか、全通研といった団体が研究会をやっているが、それを継続してやってもらうとか、そういったことも必要ではないか。
- 本会議では、通信制高校を取り巻く課題の中でまだできてないことについて、一つ一つの提言でどのようにしたらそれが実現可能かという例示ができるような取りまとめができるとう良い。
- ガイドラインをいかに各学校に浸透させて、学校にしっかりと教育活動の改善を図っていくという意識を持ってもらうことが重要。また、所轄庁にも責任を持って認可している学校の教育活動の質を担保してもらう必要があり、ガイドラインをどのように活用するのかということを知っていただかなければならない。

- 生徒の学びがそれぞれの学校できちんと実現しているのか、お金を払った分きちんとそれに見合った教育が行われているのかといった消費者保護の視点も大切である。
- 学校の実態について事実誤認を与えるような書きぶりがあるのであれば、消費者保護のような考えを応用して、広告の規制のようなことが考えられないのか。

3. 所轄庁の在り方について

- 広域通信制高等学校の設置者が本校が所在する都道府県以外の都道府県にサテライト施設を設置する場合、設置する先の都道府県にも届け出ることを必要とする制度的な仕組みが必要ではないか。
- 所轄庁としてサテライト施設についての実態把握ができないという状況については、法令上のたてつけが悪いということではなく、情報収集ができていない状態をどうするかという議論に置き換えた方がいいのではないか。
- 国が所轄庁になるという事例もあるが、教育行政でそれを参照するというのはなかなか難しいと思う。まして、地方分権の時代なので、今から文部科学大臣を所轄庁にするという議論は、選択肢から外しておいた方が良く考える。
- サテライト施設を含めた学校の指導監督ができる情報収集を所轄庁の責任としてガイドライン等に記載することができないか。例えば、所轄庁がサテライト施設が所在する別の都道府県に対して、業務委託などを行うことにより、しっかり情報収集を行うということなど。業務委託で情報収集する場合、人をどこから探すかという何らかの基準は必要だが、外注しても良いと思う。
- 所轄庁が情報収集をするために業務委託等の方法をとるにあたり、お金の問題が生じるということがあるが、これを例えば文科省の責任で確保するというのを考えた場合には、地方交付税の地財措置で何とかするか、文科省の事業として展開するということがあるのではないか。
- 国を所轄庁にするのは難しいということはおもったことなので、所轄庁

をいかに国が支援するか、支援すべきかということを出し抜いていくことができれば良いのではないかと。国の役割を明確化する必要がある。

- 広域通信制高校に関するいろいろな懸念や問題は、まずは所轄庁の責任で少しでも改善していく方向で動くべきではないか。
- ヒアリングにより、この分野については、所轄庁において生徒がどこに何人いるのか、必ずしも把握しきれていないことが確認できた。生徒の学習を把握できないという課題があるなら、設置者がきちんと学習ログをとり、所轄庁に提供する仕組みを全国で標準化してはどうか。
- 各所轄庁が所管の通信制高校に対して実施している調査の法的根拠について、全国的な状況を把握した上で、調査の在り方を検討し、調査による指摘を踏まえた各学校の改善の実現を図っていくべき。
- 通信制高校の指導監督と全日制・定時制高校の指導監督に違いがあるのか。私立・株式会社立の通信制高校に指導を行った結果、改善されたケースがあるのか。所轄庁が遠方にあるサテライト校に対してオンラインで調査ができることが法令上・技術上可能なのか。また、現地にある所轄庁のカウンターパートに当たる疑似的な所轄庁に事務が委託できるようにはどうすべきか。
- 所轄庁は、学校評価システムを活用して、各学校の実態把握を行い、必要な指導・助言等を与えていけばいいのではないかと。
- 他の都道府県が認可した通信制高校のサポート施設に通っている生徒の様子が把握できないという点については、設置者に情報提供させることで対応できるのではないかと。
- 自治体における私学担当部局の人員不足をどう考えるか。行政手法としては、職員に専門性が必要であって、全国あまねく同様の課題があれば交付税措置が有効と考えられるが、こうした課題が偏在しているのであれば、文科省の事業として民間の調査員等を委託してリソースを補うということもあり得るのではないかと。
- 所轄庁の私学担当部局には、教育行政に詳しい人がおらず、私立学校からは担当者が変わるたびに説明が必要。教育に詳しい人を配置することが必要で

はないか。

- 県によってルールが違う場合、狭域通信制高校であれば公私立高校の校長会などで情報共有できるが、広域通信制高校の場合はそれができず、いろいろなルールや工夫を共有できない。県によって基準が違うのであれば、それを各県で指導監督するのは難しいのではないか。
- 知事部局の所轄庁が、異動のたびにゼロベースで考えなくてもよいよう、新任時に必要な情報が手に入れられる環境、システムを組んでおけばよいのではないか。そのためにも、面接指導施設などの最低基準は国においてつくる必要があるのではないか。
- 都道府県が把握しておくべき情報を国主導で整理すべきではないか。例えば、学則に記載される情報をデータベース化し、設置者が学則の変更を届け出るタイミングで入力してもらえば、様々な情報が一元化されて、各都道府県が共有できるようにしておけば、ばらばらと調査をしなくても把握できるようになる。
- 公開された情報をそれぞれの高校のサイトに行って確認するとか、それぞれの都道府県所轄庁のサイトに行って確認するということをせずに、それぞれの情報を一つにまとめたポータル化みたいなことを実現する方向で考えていけると良い。そのような事業こそ国でやるべきことではないか。
- 所轄庁をどうするかということは大きな問題。広域通信制の所轄庁をもっと大きな単位にすることや、都道府県のままとしつつも、相互のネットワークや連携をすることが考えられるが、設置基準やチェック項目の共通化は避けて通れないのではないか。また、私学担当職員の資質能力の向上のため、第三者評価に携わって、実際に基準を適用してもらおうというのはどうか。
- 所轄庁は非常に御苦労されている。まずは、通信制高校側が令和4年4月から義務化される通信教育実施計画の策定・公表などをしっかりやって、所轄庁に頼るのではなく、高校側が自分たちで教育内容を公開したり、しっかり改善したりしていくことが必要なのではないか。所轄庁の専門性についても、実際の教育の中身について、通信制高校側と協調的に情報交換しながら進めていくことが必要。規制も大事だが、まずはそうした形で通信制の高等学校が自助努力をしていくことを意識することも必要なのではないか。

- 広域通信制高等学校を取り巻く問題について、所轄庁である各都道府県任せにするのではなく、国自らがより主体的・実務的な立場に立って具体的な問題解決を図るべきではないか。
- 国と各所轄庁の緊密な連携・協力の下で、全てのサテライト施設に対して教職員配置や施整備も含めた的確な管理監督ができるようにすることや、問題が生じた際には、国自らが直接指導・是正するための体制構築を図ることなど、実効性のある仕組みを早急に打ち立てることが必要。
- 通信制高校においては、定員と実員に大きな乖離が生じている。子どもたちの教育環境をきちんと確保するためには、全国的な少子化の状況を鑑みながら、見込まれる入学生徒の動向と、その時点において学校が用意している指導体制、施設設備を踏まえた適切な定員設定と設置認可があってしかるべき。高等学校通信教育規程において、当該学校の定員規模に応じた教員数を求めるなど、現行よりも厳格化すべきではないか。

(以上)